

住宅防火

いのちを守る

7つのポイント

3つの習慣

4つの対策

3つの習慣

寝たばこは、絶対やめる。



ストーブは、燃えやすいものから離れた位置で使用する。



ガスこんろなどのそばを離れるときは、必ず火を消す。



4つの対策

逃げ遅れを防ぐために、**住宅用火災警報器等**を設置する。



寝具や衣類からの火災を防ぐために、**防災製品**を使用する。



火災を小さいうちに消すために、**住宅用消火器等**を設置する。



お年寄りや身体の不自由な人を守るために、

隣近所の協力体制をつくる。



火災が大きくなる前に

初期消火のポイント

ほとんどの火は水で消すことができますので、水バケツや風呂などに「置き水」をしておかれることをお奨めします。
出来れば家庭にも消火に効果的な消火器を備えるようにしましょう。

消火器の使用方法

① 安全ピンを抜く



② ノズルを火元に向ける



③ レバーを強くにぎる



○ てんぷら油による火災

- ① 水をかけるのは厳禁です
- ② 消火器で消火、なければ濡らした大きめのタオル又はシーツを手前からかけ、空気を遮断する。

○ 石油ストーブによる火災

- ① 水をかけるのは厳禁です。
- ② 消火器で消火、なければ毛布等でストーブ全体をおおい、その上から水をかけて消火する。

○ 電気製品からの出火

- ① いきなり水をかけると感電する危険性があります。まず、コードをコンセントから抜いて消火する。

○ カーテン、ふすまが燃えている時

- ① カーテンやふすまの立ち上がり面に火が燃え広がったら、余裕はありません。ひきちぎり、けり倒して火元を天井から遠ざけた上で消火する。

あくまでも初期消火です。

無理をせずに早めに避難してください。

全ての住宅に 住宅用火災警報器の 設置が義務付けられました

あなたの家にも住宅用火災警報器の設置が必要となります。

○ 近年、住宅火災による死者が急増しており、死に至った原因として「逃げ遅れ」の割合が非常に高くなっています。また、住宅での火災の死者の半数以上が65歳以上の高齢者であり、今後、高齢化の進展に伴い、さらなる増加が懸念されます。

米国等では、住宅用火災警報器等の設置が義務化されており、その普及に伴い、死者数が半減しています。この現状を受け、日本でも火災の早期発見に有効な住宅用火災警報器の設置が消防法等により義務付けられました。

設置の義務化の時期は

- 新築住宅は平成18年6月1日から
- 既存住宅は平成23年6月1日になるまでに設置が必要です。

(既存住宅とは、平成18年6月1日に現に存する住宅又は新築、増築、改築等の工事中の住宅をいいます。)

住宅用火災警報器を設置しなくても罰則はありませんが、住宅用火災警報器は火災を早期に発見し、早期避難することにより、皆様の大切な「命」や「財産」を守るものです。早めに設置されますようお願いいたします。

注意 悪質な訪問販売について

消防署（消防職員）が住宅用火災警報器を販売することはありません。

市場より高額な価格で売りつける。

(機種によって若干の差異はありますが、市場価格は1個約5千円から1万円くらいです。)

「あやしいな」と思ったら、絶対に押印・サインをしない。

訪問販売では、クーリングオフが認められています。契約書や領収書を確実に保存し、不審な場合には早急に熊本県消費生活センターへご相談ください。

熊本県消費生活センター（電話番号 096-354-4835）

住宅用火災警報器に関する問合せ先

住宅用火災警報器相談室・(0120-565-911)フリーダイヤル

(月曜から金曜までの午前9時から午後5時まで、祝祭日を除く)

菊池広域連合消防本部 予防課(096-232-9334)

(月曜から金曜までの午前8時30分から午後5時まで、祝祭日を除く)